# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 20 | 市営住宅管理に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 大村市は市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 長崎県大村市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和1年6月27日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 市営住宅管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | 公営住宅法及び大村市営住宅条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを利用して実施する事務内容は以下のとおりである。<br>1市営住宅申し込みに係る事務<br>2市営住宅の入居者決定に係る事務<br>3入居者の収入申告に係る事務<br>4入居承継及び同居承認に係る事務<br>5家賃決定に係る事務<br>6収入超過者及び高額所得者に係る事務<br>7家賃及び敷金の減免に係る事務 |
| ③システムの名称 | 公営住宅管理システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 市営住宅管理ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・番号法第9条第1項　別表第一の19の項<br><br>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<br>・別表第一省令第18条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （情報照会）：あり<br>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・番号法第19条第7号　別表第二の31の項<br><br>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<br>・別表第二省令第22条<br><br>（情報提供）：なし<br>市営住宅管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 大村市都市整備部建築課 |
| ②所属長の役職名 | 建築課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 大村市都市整備部建築課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 大村市都市整備部建築課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111 |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| [ 基礎項目評価書 ] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ○ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ○ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検 | [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年12月14日 | Ⅱしきい値判断項目 | 平成27年1月26日時点 | 平成28年12月14日時点 | 事後 | 見直しによる |
| 平成29年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 大村市都市整備部建築住宅課 | 大村市都市整備部建築課 | 事後 | 平成29年4月1日付課の名称変更による |
| 平成29年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 建築住宅課長 藤本 圭 | 建築課長 藤本 圭 | 事後 | 平成29年4月1日付課の名称変更による |
| 平成29年4月1日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 大村市都市整備部建築住宅課（大村市玖島一丁目25番地：0957-53-4111） | 大村市都市整備部建築課 〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地 電話番号0957-53-4111 | 事後 | 平成29年4月1日付課の名称変更による |
| 平成29年4月1日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 大村市都市整備部建築住宅課（大村市玖島一丁目25番地：0957-53-4111） | 大村市都市整備部建築課 〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地 電話番号0957-53-4111 | 事後 | 平成29年4月1日付課の名称変更による |
| 平成29年8月1日 | Ⅱしきい値判断項目 | 平成28年12月14日時点 | 平成29年8月1日時点 | 事後 | 見直しによる |
| 平成31年4月1日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 公営住宅法、住宅地区改良法及び大村市営住宅条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを利用して実施する事務内容は以下のとおりである。 | 公営住宅法及び大村市営住宅条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを利用して実施する事務内容は以下のとおりである。 | 事後 | 住宅地区改良法による改良住宅をすべて用途廃止したため、改良住宅に関する記載を削除 |
| 平成31年4月1日 | 3. 個人番号の利用 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<br>・番号法第9条第1項 別表第一の19の項及び35の項<br><br>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<br>・別表第一省令第18条及び第26条 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<br>・番号法第9条第1項 別表第一の19の項<br><br>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<br>・別表第一省令第18条 | 事後 | 住宅地区改良法による改良住宅をすべて用途廃止したため、改良住宅に関する記載を削除 |
| 平成31年4月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | （情報照会）：あり<br>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<br>・番号法第19条第7号 別表第二の31の項及び54の項<br><br>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<br>・別表第二省令第22条及び第28条 | （情報照会）：あり<br>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<br>・番号法第19条第7号 別表第二の31の項<br><br>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<br>・別表第二省令第22条 | 事後 | 住宅地区改良法による改良住宅をすべて用途廃止したため、改良住宅に関する記載を削除 |
| 平成31年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 建築課長 藤本 圭 | 建築課長 | 事後 | 様式変更による<br>（役職名のみ記載） |
| 平成31年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目 | 平成29年8月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 時点の更新 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |